

高齢者虐待防止 定義と実務要領



社会福祉法人 援助会
聖ヨゼフの園

平成18年4月1日より、高齢者の虐待を防止し、もって高齢者の尊厳を保持し権利を擁護するために「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。

1. 虐待とは

施設における虐待は、大きく分けて身体的虐待・介護放棄・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待の5つである。

2. 虐待防止の定義と目的

1) 定義

介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、高齢者虐待行為は決して許されることではないのである。

『高齢者虐待防止法』第2条第5項

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
＜身体的虐待＞
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること＜介護の放棄＞
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ＜心理的虐待＞
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること＜性的虐待＞
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること＜経済的虐待＞

2) 目的

当施設の理念に基づき、利用者様が安心して、幸せに生活できる場を提供する為。

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- ・虐待防止検討委員会は、経営管理委員会が主催する。
- ・虐待防止検討委員会は、経営委員会の開催に合わせ、年2回以上開催する。
- ・虐待防止検討委員会の議題は経営管理委員会で決める。具体的には以下の内容について協議する。
 - ①虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ②虐待防止のための職員研修の内容に関すること（年2回以上の開催）
 - ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底する。
職員研修は年2回行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

老人福祉施設における高齢者虐待防止 指針見直し履歴

見直した年月日	見直した事項	変更事項
H19年4月1日作成		
H20年4月1日	園長（名称の変更）	施設長
H21年4月1日	なし	なし
H22年4月1日	なし	なし
H23年4月1日	なし	なし
H24年4月1日	なし	なし
H25年4月1日	なし	なし
H26年4月1日	なし	なし
H27年4月1日	なし	なし
H28年4月1日	なし	なし
H29年4月1日	なし	なし
H29年6月1日	報告の手順の変更	課長を追加、携わった職員が記録。CS委員会と連携。
H30年4月1日	なし	なし
H31年4月1日	なし	なし
R2年4月1日	なし	なし
R3年4月1日	なし	なし
R4年4月1日	なし	なし
R5年4月1日	リスクマネジメント	「事故防止」に変更。
R6年4月1日	なし	なし
R6年6月1日	特養・養護指針一本化	特養・養護指針統一実施
R6年11月1日	担当委員会の変更	経営管理委員会で管轄